所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の所定疾患を発症した場合における施設での医療について評価を受けることができるようになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費算定要件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
   ① 肺炎
   ② 尿路感染症
   ③ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します
   また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・輸液点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、バルーンカテーテル留置等による尿量測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・輸液点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

算定状況

診断名／年月		平成27年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	0	2	1	2	1	1	2	1	0	0	3	1	14
	治療日数	0	14	7	14	6	5	11	1	0	0	5	3	66
尿路感染症	人数	3	9	7	6	2	2	3	3	3	6	5	3	52
	治療日数	12	54	33	31	12	10	21	7	18	35	33	21	287
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0